

議案第 47 号

ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 2 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例（平成6年条例第116号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p>	